

下水道法第24条に関する申請について

公共下水道事業認可区域外で、公共下水道施設築造工事を行う場合は、下水道法第24条に基づく許可申請が必要です。工事費用は全て申請者負担となります。

申請者（事業を行う者）

上下水道部下水道課

事前協議申請書類の提出（2部）

◎申請時の必要書類

- ・制限行為許可申請書
- ・委任状
- ・位置図
- ・平面図
- ・公共ます及び取付管と接続する公共下水道施設を含めた詳細図



香芝市下水道事業計画などの整合を確認



書類の確認・審査

計画内容および書類などに不備があった場合は申請者に連絡し修正を求める



◇申請から県への申請書作成まで【約2週間】

奈良県下水道課へ区域外流入における事前協議の申請



◇申請から回答まで【約1ヶ月】

- ・回答書の通知
- ・制限行為許可申請



◇起案から許可まで【約2週間】

- ・制限行為許可書



- ・公共ます等の新設・撤去等(変更)許可申請書類の提出（2部）
- ・排水設備等計画(変更)確認申請書類の提出（2部）